

日本の絹マーク商標使用許諾契約書

一般財団法人大日本蚕糸会 会頭〇〇 〇〇(以下「甲」という。)と〇〇 〇〇(以下「乙」という。)は、次の条項により日本の絹マーク使用に関する契約を締結する。

第1条 本契約における日本の絹マークとは、一般財団法人大日本蚕糸会が日本で製織された白生地及び日本で染織された国産絹製品を消費者にアピールするとともに、その選択に必要な情報を提供することを目的として商標登録したマークをいう。

第2条 甲は、乙が日本の絹マーク商標使用基準(以下「使用基準」という。)に定めるところに従い、国産絹製品の表示に日本の絹マークを使用することを許可する。許可するマークの使用形態は、〇〇(及び〇〇)とする。

第3条 本契約の許可の有効期間は、契約の日から1年間とする。ただし、第6条の報告書が遅滞なく提出された場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第4条 乙は、消費者に対しマーク制定の趣旨、特に添付対象商品の定義の周知に努めるものとする。

第5条 乙は、日本の絹マークの使用にあたっては、使用基準に定められた事項を遵守するものとする。

第6条 乙は、許可を受けた使用形態に応じ、許可の有効期間満了の1ヶ月前までの使用実績報告書を作成し、提出するものとする。

第7条 甲は、乙がこの契約条項及び第5条に違反したときは、ただちに乙に原状回復を求め、契約を停止又は解除する。

2 前項の原状回復については、乙は甲の指示に従うものとする。

第8条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約を証するための本契約書 2 通を作成し、各 1 通を甲、乙それぞれが保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区有楽町一丁目 9 番 4 号

一般財団法人大日本蚕糸会

会頭 〇〇 〇〇 (印)

乙

表示者登録番号

(印)